第千七百五十三号

平成十九年

曜

四月十六日 月

次のとおりとする。

日

(「次のとおり」は、

兀 て縦覧に供する。)

目

次

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知..

公 告

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

め、同法第百八十九条の規定により、 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明なた 旨を次のとおり公告する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要

平成十九年四月十六日

山梨県知事 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

所有権	望月幸男	南巨摩郡南部町福士字南又一八八一五の三
備考	登記済みの権利者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

Щ

梨

県

公

報

第千七百五十三号

平成十九年四月十六日

省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置い

保安林の指定施業要件変更の予定告示 平成十九年三月八日山梨県告示第七十六号

発 行 者	山梨
山梨県	県公報
(甲府市丸の内一丁目六番一号	第千七百五十三号
]目六番一号	平成十九年四月十六日
印刷所(株サンニチ印刷	八日
刷(甲府市北口二丁目六番)	
	九二